

第1回岡山県電気機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月5日（火）午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
益 田 佐和子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 坂 手 健一郎
高 橋 学
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
角 田 竜 也
上 本 智 宣 |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋太郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

今年度第1回目の審議であります。部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

続きまして、定足数について報告いたします。

本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

次に、付議事項を説明いたします。

本日御審議いただきます付議事項は、

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和5年度第1回目の専門部会の開催となりますので、工藤労働基準部長から挨拶申し上げます。

工藤部長

労働基準部長の工藤でございます。9月に入りましたけれども、残暑が厳しい中、本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年度も昨年に引き続きまして、特定最低賃金7業種の改定の必要性の段階から専門部会を設置し、関係労使の協議で議論を行っていただくこととなりました。

8月23日の第504回最低賃金審議会において、岡山県の地域別最低賃金が、10月1日から既に40円引き上げられて932円とすることが妥当との答申がなされたところです。官報公示の手続きを経て正式に10月1日からの発効となるところです。

特定最低賃金の審議につきましては、各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるのは皆様も御承知のとおりかと思えます。本日から始まります特定最低賃金の専門部会については、先ほど申し上げた地域別最低賃金の上昇幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのかというところを事務局としても議論の方向性に最大の関心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、慢性的な人手不足や物

値上昇、戦争の長期化、原材料価格の高騰、インバウンドの見通し、物流・建設業界の2024年問題等々を考えますと、予断を許さない状況であると考えております。県内の実情を踏まえまして、本年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

宮川指導官

それでは、室長よろしくお願ひします。

三村室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長・部会長代理は最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので私から発表させていただきます。

部会長は片山委員、部会長代理は益田委員でございます。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

では、以後の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました、片山でございます。よろしくお願ひします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。

特賃の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めていくことが必要かと考えますので、皆様、御理解、御協力をよろしくお願ひします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願ひします。

三村室長

報告させていただきます。

8月30日に一般機械が改正の必要性ありということで答申をいただいております。以上です。

片山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思ひます。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされていますので、

部会長である私と、労側は村上委員、使側は石黒委員にそれぞれお願いします。

続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「（３）資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、時間を取りたいと考えています。御発言は労使それぞれ５分程度でお願いします。御協力をお願いいたします。本日の終了予定時刻は、正午頃を予定しています。

それでは、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料No.2と「特定最低賃金審議に向けたフロー図」を一緒に御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月4日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①が諮問文となります。

その後7月31日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりました。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文となります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の公示期間、意見聴取をいただく期間となりますが、この期間を経た後に金額審議の専門部会を開催しまして、10月1日に発効されます岡山県最低賃金額932円よりも1円以上高い金額とすることとなります。

必要性について全会一致とならなかった部会につきましては、後日本審に報告となり、この時点で審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。

フロー図の方に今の説明をまとめております。7月4日に本

審が開かれ、その日に諮問を行いました。その後、7月31日の第503回本審において専門部会で審議をすることが決まりました。この時点で7業種とも必要性審議は専門部会で行うことが決まりましたので委員の推薦公示を行い、第1回目の専門部会を開催させていただいております。

全会一致により必要性ありと決議されましたら意見聴取期間を設け、その後10月上旬から審議を再開し金額審議に入っております。必要性の審議で全会一致とならなかった場合は専門部会が終了となりますので、最終的には本審の方へ報告して終わりということになります。

もう1枚机上配付しております一覧表ですが、これは、令和4年度岡山県特定最低賃金審議経過と結果をまとめたものとなっておりますので参考にいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

片山部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情により、非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。
次に、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いします。

三村室長

配付資料について御説明いたします。
まず、基礎調査から説明させていただきます。

それでは、私から電気機械器具製造業における最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者は除いております。

調査対象となる賃金は、令和 5 年 6 月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、

集計調査事業所数は、	104 社
集計調査労働者数は、	1,845 人
復元母集団労働者数は、	3,990 人

となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の 2 ページを御覧ください。Ⅱ「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、

未満率は

男性	1.8%
女性	16.9%
男女合計	7.6%

となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、
一般機械器具製造業は、

月平均賃金額	232,024 円
時間当たり平均賃金額	1,394 円
第1・20分位数	900 円
第1・10分位数	932 円
第1・4分位数	1,002 円
中位数	1,250 円

となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。
分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しております。カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。3ページの932円を見ると、ひとつ前の931円の305人から約103人増えて408人とあるので932円の階級には約100人いることとなります。

3～6ページは総括表（1）になるのですが、これは階層ごとに規模別・年齢別に区分したもので、7～9ページは総括表（2）があつて、こちらは男女別・年齢別に区分したものとなっています。

11ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表を見やすくグラフ化したものです。このグラフは賃金分布を10円と100円刻みにしてグラフ化したものです。

次に13ページを御覧ください。こちらの表は特定最低賃金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば、現行からプラス20円して952円まで仮に引き上げたとすると16.32%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8を御覧ください。こちらは県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を、平成24年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和4年度の電気器具製造業の特定最賃は932円で104.5%となっておりまして。

また、その次のページの表は、電気機械器具製造業特定最賃と県最賃の金額や引上げ率などを年度別に比較した一覧表とな

っています。

私からの説明は以上となります。

三村室長

資料No.3から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年8月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、

「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」とあります。

最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。設備投資は、企業の業況感が改善するもとで、増加している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、緩やかに増加している」とあります。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」

「雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページの「(2) 生産」を観てみますと、「県内主要製造業の生産は、弱めのうごきが続いている」とあり、「電気機械は、スマートフォンやパソコン等のグローバルな需要の減退から、減少を続けている」とされています。

次ページは、岡山県の主要金融経済指標が記載されています。

設備投資の欄の設備投資額（全産業）は、2022年度実績は増加、2023年度計画も増加傾向にあります。

次に資料No.4、令和5年7月26日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。

これは前回4月判断の「持ち直している」に比較し上向き判断となっています。

各項目の判断としては、本年4月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は、上向き、「生産活動」「雇用情勢」「設備投資」「企業収益」などは、横ばいの状況です。

また、【先行き】については、

「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としています。

次ページの各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏み

の状況にある」とされ、電気機械は、スマートフォン向けの需要が底堅いことから横ばいとなっているとあります。

その次のページ、「■企業の景況感」においては、「『上昇』超に転じている」とされており、「翌期は『上昇』超幅が拡大する見通しとなっている」とあります。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

見出しにあるように、令和5年6月の「岡山県鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の下降となっており、次ページには、前月比では、在庫は上昇し、生産、出荷が低下した」とあります。

1ページ「2上昇・低下に寄与した主な業種」において、(1)生産の「上昇」欄に、「電子部品・デバイス工業」と「電気・情報通信機械工業」、(2)出荷の「上昇」欄に、「電子部品・デバイス工業」が挙がっています。

2ページには「3.生産増減を占める業種別割合」、3ページから「4.生産の業種別動向」(1)主要業種の生産動向、(2)業種分類生産指数、(3)特掲業種分類生産指数があります。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。8月29日に、岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しています。

7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少しています。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。Eの製造業を見ますと、7月は、前年同月比8.1%減となっており、その下段、(28)電子部品・デバイス・電子回路は-42.1%、(29)電気機械器具はプラス27.6%となっております。

参考指標としていただければと思います。以上です。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、皆様から何か質問等はございますでしょうか。

角田委員

資料No.7の1ページ目6.集計ですが、令和5年度ということで数字が記載されているのですが、これは昨年度に比べて変化は大きかったのでしょうか。どのくらいだったのでしょうか。

宮川指導官 すぐに数値は分からないのですが、確認しておきます。

片山部会長 ほかに質問等はありませんか。

(特になし)

片山部会長 では、これから休憩に入らせていただきますが、この間を利用して労使の打合せ時間とさせていただきます。

再開後に労使それぞれから改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

打合せ時間としてはどのくらい必要でしょうか。15分程度でよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長 それでは、10時40分から再開とさせていただきます。よろしくをお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

宮川指導官 再開する前に、先ほど角田委員から御質問のありました基礎調査の集計件数について説明をさせていただきます。

資料No.7の1ページですが、

本年度は、

集計調査事業場数 104件

集計調査労働者数 1,845名

復元母集団労働者数 3,990名

でした。

令和4年度は、

集計調査事業所数 81社

集計調査労働者数 1,373名

復元母集団労働者数 4,411名

ということになっています。

参考までに一昨年の数字も申し上げます。

令和3年度が、

集計調査事業場数 76社

集計調査労働者数 1,280名

復元母集団労働者数 4,800名

となっています。

年々調査回収率が上がって、労働者数も増えています。それに伴って復元している労働者数が実数に近づいているというここ3年間の状況です。

角田委員

ありがとうございました。

片山部会長

それでは、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

村上委員

私から意見を申し上げたいと思います。

労側としては必要性ありとして意見を述べたいと思います。

まず、取り巻く環境として大きく3点申し上げます。

電機産業の動向として2023年度通期業績見通しとしては、多くの企業で増収増益を予想している状況にあります。

一方で、22年度については年度内で修正をかけた企業も多ございまして、ロシア・ウクライナ状況に起因したエネルギー価格の高騰、為替変動が継続している状況ですので、23年度の業績についても先行き不透明感はあると認識しております。

また、電機産業の雇用者数は前年度から14万人ほど増加しております。これは、半導体関連産業の国内工場新設を始めとする設備投資意欲の高まりを反映しているものと考えています。

先の春闘では、企業内最低賃金についても引上げを行っております。昨年からの為替変動、物価上昇が私たちの生活に大きな影響を及ぼし、実質賃金は低下傾向にあります。企業内最低賃金が当産業で働く労働者全体の賃金の底上げ、公正処遇確立に大きな役割を果たすとともに、公正競争確保により電機産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っていることから水準改善の必要性を訴えた結果、7,000円の引上げを行うことができました。物価上昇を踏まえた継続的な賃金水準の改善に引き続き取り組むことが重要であると考えております。

また、岡山県の有効求人倍率は22年の7月以降1.5倍以上で推移しており、全国平均を上回っています。引き続き人手不足感が強い状況にあり、岡山県として魅力ある賃金水準が必要と考えています。

このような側面から、産別最賃の改定については必要性ありと考えております。

重複もありますが、ありと考える理由といたしましては大きく3つあります。

1点目、電機産業は今後の日本経済の成長、発展に向けた貢献が期待されるという位置づけから、岡山県内における他産業の最低賃金水準を踏まえた水準の改善が必要と考えます。

2点目、公正競争確保の観点で、近隣他県の電機の最低賃金を踏まえた水準の改善を図る必要があると考えます。

3点目、春闘で相場形成された賃金水準改善の結果を踏まえ、未組織労働者を含む電機産業で働く全ての労働者の処遇に波及させることで、底上げ、底支え、格差是正を図っていく必要があると考えます。

岡山県の電機最賃は、県内他産別や、近隣他県と比較すると賃金水準に格差があります。人材を確保し、労働者の能力発揮を後押しするために、また、競争力あるモノづくり、ソリューション、新たな雇用の創出につなげていくという観点からも適正な賃金水準に改善する必要があると考えています。以上です。

片山部会長

補足で何かありませんか。

(特になし)

片山部会長

ありがとうございました。

それでは、使側の代表の方からお願いします。

上本委員

それでは、私から意見を述べさせていただきます。

まず、結論から申しますと、産別最低賃金の改定については必要性ありと考えています。

電機産業における課題について簡単に述べたいと思います。

電機産業は引き続き厳しい環境に置かれていることは皆さまも御存知のとおりだと思います。原材料の高騰や急激な円安への対応というのは言うまでもなく、そのほかにも海外市場の変化などがあります。日本の大手企業の多くは高性能な製品を多額の費用をかけて開発し、かかった費用を海外市場から収益を得て採算をとるといった形態をとっていました。しかしながら、先進国の不況や、中国、韓国のメーカーの進出によって海外での収益が減ってきており、海外市場で勝ち残る戦略を再度考え直す必要があります。

次に人口減少について申し上げます。労働人口の減少ももち

ろんあるのですが、国内の人口そのものの減少によってどうしても市場は縮小傾向にあります。企業の収益や業界全体の規模も縮小していますので、それに対応した経営に切り替えることができるかが課題になってまいります。

そしてOA機器の分野に影響を与えているのがクラウドの普及等によるペーパーレス化です。エコや効率化の観点からその流れはどんどん加速しており、コピー機などの販売台数は減少していきます。いかにペーパーレス化に対応していくかが課題となります。

我々電機産業は、地方企業を含む裾野の広い構造になっておりますので、産業全体として人件費を含めたコストマネジメントは企業存続の最重要課題であることは言うまでもありません。最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業での事業存続にも影響することから、業界全体のサプライチェーン上にも影響を及ぼしかねないとの危惧は引き続き持っています。

産別最低賃金改定の必要性については雇用の確保を第一とし、総額人件費を主眼におきながら、社会・経済環境や電機産業の展望、企業全体の動向、物価動向などを正しく認識した上で地域別最低賃金とのバランスなどを勘案し、慎重に検討する必要があります。政策的な意図から急激に上昇してきた最低賃金は、産業基盤の中核である地方中小企業の経営を大きく圧迫することにつながりかねないため、慎重な検討が必要です。

岡山県の最低賃金は大きく引き上げられました。電機最賃の932円と同額になっています。また、電機最賃は他産業と比べて割と低位にあるという実態もあります。こういう実態から考えても改定の必要性はありというふうに考えています。

片山部会長

ありがとうございます。
そのほかに補足で何かありませんか。

(特になし)

片山部会長

よろしいでしょうか。
労使双方から必要性ありとの御意見をいただきました。労使の意見が一致しているということでもよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

双方から必要性ありとのお話をいただき、結論を得ることが

できました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局で報告文（案）の準備をしてください。

（事務局、報告文（案）を各委員に配付）

片山部会長 では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

三村室長 それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

片山部会長 （案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長 本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配付）

片山部会長 では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

三村室長 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

片山部会長 （案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長 では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申すること
といたします。

番号は岡賃審第22号になります。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ、答申文を手交）

三村室長 答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長 ただ今、部会長より答申をいただきました。
地域別最低賃金に続きまして、全会一致で必要性ありとなったことに改めて感謝申し上げます。
今後の賃金額の円滑な審議に向けまして、事務局としても丁寧な運営を進めてまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

片山部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとし、次回は労使より金額提示をいただきたいと思っております。
次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、9月26日火曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、第2回を10月2日月曜日15時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げたいと思っております。
次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。よろしくようお願いいたします。

片山部会長 次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 事務局から1点確認させていただきます。
本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これをホームページに公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、これにつきましては議事要旨を作成し、ホームページに公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

三村室長

ありがとうございます。事務局からは以上です。

片山部会長

委員の皆様からも御了承いただきましたが、議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いします。

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

片山部会長

それでは、これを持ちまして、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。